

新型コロナウイルス感染症対策における電子申請の推奨等 と交付事務の体制について

(一財) 建設業技術者センター

2021/04/28 **監理技術者**

当センターでは、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付に係る手続きは、申請者及び職員の健康と安全を守るため、感染防止対策を最優先に考えております。緊急事態宣言等に関わらず、当面の間、これまでどおり、下記のとおり対応させていただきます。

申請者の皆様方には、ご不便をおかけすることとなる場合があるかもしれませんが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 電子申請のお願いと実務経験による申請の対応について

監理技術者資格者証の申請又は変更の届出（以下「申請等」という。）をされる皆様方の安全を最大限確保するため、支部の受付窓口では、職員のマスク着用、手指のアルコール消毒等十分な感染予防策を講じておりますが、対面方式を極力避けることが望ましいことから、**以下の電子申請のメリットを踏まえ、電子申請によることを強く推奨**いたします。

なお、申請書での申請等につきましては、支部への郵送も可能ですが、極力電子申請によることをお勧めします。

○電子申請のメリット

- ① 24時間いつでも申請することができます。（有効期限の20日以内を除く）
- ② 申請から交付までに10日程度短縮することができます。
- ③ 振込手数料がかかりません。（郵便振替と銀行振込を除く）

実務経験による申請等の場合には、必ず事前に最寄りの支部（連絡が取れない場合には本部または、ホームページの「お問い合わせ」コーナーへ）にお問い合わせいただき、申請方法等をご相談下さい。

2. 交付事務の体制について

当センターでは、在宅勤務、時差出勤により、出勤者を減らして業務を行っている場合があります。そのため、お問合せの電話が、応答までに時間がかかる場合がありますので、なるべく当センターのホームページ下欄の「お問い合わせ」コーナーをご利用いただきますようお願い致します。

また、監理技術者資格者証の交付や変更シールの発行までに必要としている期間につきましても、これまでより時間がかかる場合がありますので、時間に余裕を持った申請等をお願い致します。

以上